

＜ 人材確保等支援助成金 テレワークコース ＞ ※中小企業のみ

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費の一部を助成

- ※ テレワーク勤務を新規に導入する事業主のほか試行的に導入しているまたは試行的に導入していた事業主も対象
- ※ 事業主が「企業トップ等からのメッセージ発信・社内呼びかけ」を行うなど労働者がテレワークを実施しやすい職場作りの取組を実施することが必要

※ () は中小企業事業主以外
 ※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
機器等導入助成 テレワーク実施計画の認定を受けた上で、テレワークに関する制度を新たに就業規則等へ規定し、計画に基づく取組を行い、テレワークを実施した場合	支給対象費用の50% (-) (対象労働者数 × 20万円 または 100万円を超える場合は いずれか低い方)
助成対象となる取組 (①～⑤のいずれかの取組を一つ以上実施)	① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ② 外部専門家によるコンサルティング ③ テレワーク用通信機器等の導入・運用 ④ 労務管理担当者に対する研修 ⑤ 労働者に対する研修
目標達成助成 機器等導入助成を受けた事業主で、離職率が所定の離職率以下である場合	支給対象費用の15% < 25% > (-) (対象労働者数 × 20万円 または 100万円 を超える場合は いずれか低い方)

くわしくは、[こちら](#) をご覧ください。(厚生労働省ホームページ)

パンフレット・申請様式・提出先など

パンフレット・申請様式	問い合わせ・提出先
リーフレット 【 PDF 676 KB 】	山形労働局 雇用環境・均等室 〒990-8567 山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 3 階 TEL : 023-624-8228
申請マニュアル 【 PDF 1.64 MB 】	
各種申請様式	